

令和4年度「どーしたんだ！！晴れの国」映画等ロケ助成金のご案内

屋外撮影の予定日に雨が降った場合、一定額を助成します!!

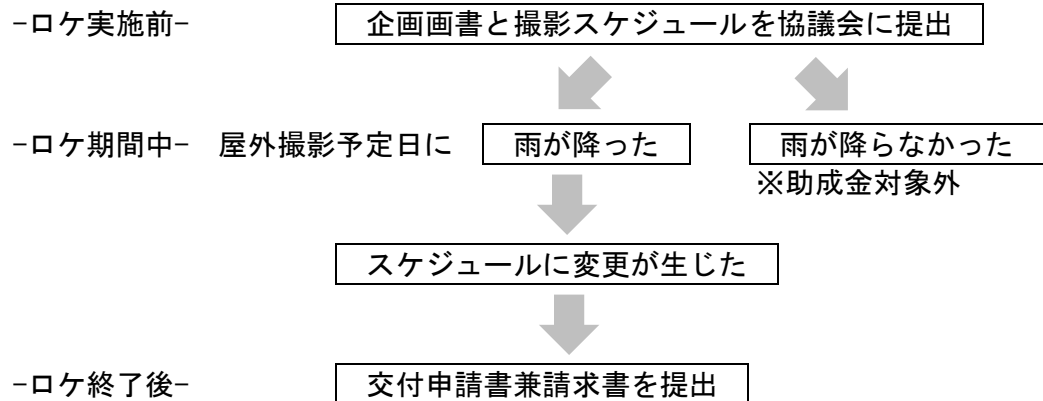
岡山県フィルムコミッション協議会（以下「協議会」という。）では、「晴れの国おかやま」で実施する映画やドラマ等の撮影について、ロケ期間中に屋外での撮影が降雨でスケジュール変更となった場合、一定額を助成します。
ただし、気象庁が発表する梅雨入りから梅雨明けまでの期間は助成の対象外とします。

- 1 助成金額：1日あたり150,000円（1作品あたり上限300,000円）
- 2 交付対象期間：令和5年3月10日（金）実施分まで
ただし、予算を全額執行した場合は、年度途中であっても助成を終了します。（終了した場合は、協議会公式サイトで告知します。）
- 3 交付対象者：岡山県内で映画又はドラマ等のロケ撮影を行い、下記要件を満たす制作会社
- 4 要件：
 - (1) 下記のいずれかに該当していること。
 - ① 配給元が確定しており、3以上の都道府県、かつ30館以上の映画館（公民館等での上映、映画館からスクリーンを借用しての上映等、映画館が通常行う上映と異なるものについては除く）で一定期間上映される映画であること。
 - ② 全国的な規模で放送を予定しているドラマであること。
 - ③ 大手動画配信サービス等での配信を予定している映画又はドラマであること。
 - (2) 県内で2カ所以上かつ4日間以上ロケを行うこと。
 - (3) ロケ実施前に協議会に企画書及び撮影スケジュールを提出していること。
 - (4) 協議会が実施するアンケート等に協力すること。
 - (5) 政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。
 - (6) 反社会勢力と関係のある事業者が制作に関わっていないこと。
 - (7) 公序良俗に反する内容でないこと。
 - (8) 特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションが策定した「ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の順守を誓約すること。

裏面へ

- 5 申請手続：申請に必要な書類：交付申請書兼請求書、ロケ支援依頼確認書
企画書、スケジュール、暴力団排除に関する誓約、
新型コロナウイルス感染予防対策実施誓約書
申請期限：ロケ終了後20日以内
提出先：岡山県フィルムコミッション協議会（岡山県観光連盟内）

申請の流れ



【お問合せ先】岡山県フィルムコミッション協議会 担当：妹尾（せのお）
〒700-0822 岡山県岡山市北区表町 1-5-1 岡山シンフォニービル 2 階（岡山県観光連盟内）
TEL:086-201-0245 FAX:086-231-5393 E-mail:senoo@okayama-kanko.jp
公式サイト:<https://www.okayama-kanko.jp/fc/>

「どーしたんだ！！晴れの国」映画等ロケ助成金交付要綱

(通則)

第1条 岡山県フィルムコミッション協議会（以下「協議会」という。）が実施する、「どーしたんだ！！晴れの国」映画等ロケ助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、雨の日が少ない「晴れの国おかやま」でロケを行う優位性をアピールして誘致することから、岡山県内で実施される映画又はドラマ（以下「映画等」という。）の撮影について、屋外撮影の予定日に雨が降り、スケジュールを変更して実施した場合に一定額を助成することにより、岡山県内でのロケーション撮影（以下「ロケ」という。）の誘致を促進することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 「どーしたんだ！！晴れの国」映画等ロケ助成金（以下「助成金」という。）の交付対象者は、企画及びロケについての次の各号の条件をすべて満たす映画等のロケを実施した事業者とする。

一 下記のいずれかに該当していること。

(1) 配給元が確定しており、3以上の都道府県、かつ30館以上の映画館（公民館等での上映、映画館からスクリーンを借用しての上映等、映画館が通常行う上映と異なるものについては除く）で一定期間上映される映画であること。

(2) 全国的な規模で放送を予定しているドラマであること。

(3) 大手動画配信サービス等での配信を予定している映画又はドラマであること。

二 県内で2カ所以上かつ4日間以上ロケを行うこと。

三 ロケを実施する前に岡山県フィルムコミッション協議会（以下「協議会」という。）に企画書及び撮影スケジュールを提出していること。

なお、様式は任意とし、ロケを実施する日及び場所がわかるものとする。

四 協議会が実施するアンケート等へ協力すること。

五 政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。

六 反社会勢力と関係のある事業者が制作に関わっていないこと。

七 公序良俗に反する内容でないこと。

八 特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションが策定した「ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の順守を誓約すること。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、当該年度の4月1日から3月10日実施分までとする。ただし、気象庁が発表する梅雨入りから梅雨明けの期間中は助成対象外とする。

(助成交付額)

第5条 助成金の交付額は、1日あたり15万円とし、一作品30万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「事業者」という。)は、ロケ終了後20日以内に、以下の各様式の書類と添付資料を添えて協議会の会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

なお、ロケ支援助成金を申請している場合は次項に掲げる(2)～(6)の提出は不要とする。

(1) 「どーしたんだ！！晴れの国」映画等ロケ助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)

(2) ロケ支援依頼確認書(様式第2号)

(3) 企画書

(4) スケジュール

(5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)

(6) 新型コロナウイルス感染予防対策実施誓約書(様式第4号)

(7) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第7条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知書(様式第5号)を発行し、速やかに事業者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 事業者は、この要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付された助成金を会長に返還するものとする。

(助成金の交付限度)

第9条 本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、「どーしたんだ！！晴れの国」映画等ロケ助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

岡山県フィルムコミッション協議会

会長 石井 雅之 様

(申請者) 〒

所在地

事業者名

代表者名

印

(担当者名 :

TEL :

)

「どーしたんだ！！晴れの国」映画等ロケ助成金交付申請書兼請求書

「どーしたんだ！！晴れの国」映画等ロケ助成金の交付を受けたいので、「どーしたんだ！！晴れの国」映画等ロケ助成金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

申請額	金 額 円		
降雨に伴う スケジュールの 変更状況	1 日 目	当初予定	令和 年 月 日 () 場所 :
		変更後	令和 年 月 日 ()
	2 日 目	当初予定	令和 年 月 日 () 場所 :
		変更後	令和 年 月 日 ()

助成金決定額 金 円 ※申請者記入不要

上記請求額を次の振込先へお振込みください。

金融機関名	銀行	支店
預金種別・口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 :
フリガナ ※必ず記入ください		
口座名義		

※振込先口座は申請者と同一名義に限る。

ロケ支援依頼確認書

岡山県フィルムコミッション協議会 御中

年 月 日

別紙の同意事項に同意のうえ、以下の通りロケ支援を依頼します。

1 依頼者に関する事項			
依頼者	(〒 -) 住所		
	名称		
	代表者 印		
担当者氏名		担当者連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
担当者 E-mail			

2 撮影する作品に関する事項			
作品名			
作品の種類	<input type="checkbox"/> 映画 TV番組 (<input type="checkbox"/> TVドラマ <input type="checkbox"/> バラエティ番組 <input type="checkbox"/> 旅番組) <input type="checkbox"/> TVCM <input type="checkbox"/> プロモーションビデオ <input type="checkbox"/> 出版物 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: _____)		
監督・演出 出演者その他 主要なスタッフ			
作品概要 シーン概要			
製作会社名			
配給元・放送局		上映予定館数 放送予定エリア	
公開・放映日程			予定 or 決定
添付資料	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> スケジュール <input type="checkbox"/> 台本、脚本 <input type="checkbox"/> スタッフ表、出演者表 <input type="checkbox"/> 絵コンテ、イメージボード等 <input type="checkbox"/> 撮影に係る賠償責任保険証の写し <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: _____)		

3 撮影現場に関する事項			
撮影日程	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間) 予定 or 決定		
現場責任者氏名		現場責任者 連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
主なロケ地			
撮影人員	名 (内訳: スタッフ 名・俳優 名・その他 名)		

4 支援内容に関する事項	
支援内容 ※協議会が支援した もの全て含む	<input type="checkbox"/> ロケ地選定、ロケハン協力 <input type="checkbox"/> ロケハン同行、ロケ同行 <input type="checkbox"/> ロケーションに関する資料（地図、写真）の提供 <input type="checkbox"/> 撮影協力施設の紹介 <input type="checkbox"/> 民間、公共施設等での撮影交渉協力 <input type="checkbox"/> 撮影に関する許可手続協力 (※) <input type="checkbox"/> 宿泊施設の紹介 <input type="checkbox"/> 地元住民への協力依頼 (※) <input type="checkbox"/> 方言指導手配協力 (※) <input type="checkbox"/> エキストラ協力 <input type="checkbox"/> 出演者、現地スタッフ手配協力 (※) <input type="checkbox"/> 車両、機材等備品手配協力 (※) <input type="checkbox"/> 食事（ロケ弁）業者の紹介 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： _____) ※「協力」とは、関係者、施設等の情報提供や連絡調整等を行うものであり、 代行、斡旋等を行うものではありません。
その他 依頼に関する 特記事項	

5 質問事項	
撮影に係る保険の加入状況について。	加入(済・予定) or 未加入
特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションが策定する「ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策」ガイドラインを撮影関係者全員に認知させているか。	している or していない
「岡山県フィルムコミッション協議会」によるロケ現場の撮影（出演者が映りこまないものに限る）を許可するか。	許可する or 許可しない
上記で許可しない場合、「岡山県フィルムコミッション協議会」へロケ風景の画像を提供するか。	提供する or 提供しない
「岡山県フィルムコミッション協議会」がロケ終了後に実施する直接的経済効果調査書を提出するか。	提出する or 提出しない
「岡山県フィルムコミッション協議会」に成果物を提出するか。	提出する or 提出しない
作品に「岡山県フィルムコミッション協議会」のクレジットを入れることを承諾するか。	承諾する or 承諾しない
地元メディアによる撮影現場取材を承諾するか。	承諾する or 承諾しない
作品ポスター、サインその他グッズ等を「岡山県フィルムコミッション協議会」に提供するか。	提供する or 提供しない

依頼者は、岡山県フィルムコミッション協議会(以下「協議会」)にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は、協議会との連絡にあたる担当者を明確にするよう努めるものとします。
- 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動(以下「ロケ等」)を実施するものとします。
- 依頼者は、協議会の求めにより、協議会がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、協議会は、ロケ支援を実行しないことがあります。

2. 事故等の防止

- 依頼者は、ロケ等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するよう努めるものとします。
- 依頼者は、ロケ等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- ロケ等に関して事故その他のトラブルが発生した場合に、依頼者が適切な措置を取らないと協議会が判断したときは、依頼者は、協議会の指示に従い直ちにロケ等を中止するものとします。
- ロケ等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、協議会に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3. 保険

- 依頼者は、ロケ等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- 依頼者は、協議会が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他ロケ等に参加する者(以下「参加者等」)をロケ等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- 依頼者は、協議会の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を協議会に提出するものとします。

4. 現地における調整

- 依頼者は、ロケ等を行う前に、当該ロケ等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守するものとします。
 - 依頼者は、ロケ等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他ロケ等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
 - 依頼者は、ロケ等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
 - 依頼者は、ロケ等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
 - 依頼者は、ロケ等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、ロケ等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。
- #### 5. 第三者との関係
- 依頼者は、協議会が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
 - 依頼者は、協議会からロケ等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者(以下「関係者等」)の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく協議会に報告するものとします。
 - 依頼者は、協議会が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。

6. 計画

- 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、協議会の求めに応じて事前に協議会に提出するものとします。
- 依頼者は、協議会に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに協議会に通知するものとします。

7. 原状回復等

- 依頼者は、ロケ等が終了した後、ロケ等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- 依頼者は、ロケ等が終了した後速やかに、ロケ等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、協議会にロケ等の終了を報告するものとします。

8. ロケ支援の実行

- 協議会は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と協議会は必要な事項について誠実に協議するものとします。

9. 損害賠償

- 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、協議会に累を及ぼさないものとします。
- 依頼者によって協議会に損害が生じた場合、依頼者は、協議会に対しかかる損害を賠償するものとします。

10. 免責

- 協議会は、無償で依頼者のロケ等に協力するものであり、依頼者又は第三者がロケ等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- 依頼者は、ロケ等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。協議会は、ロケ等に関する費用について責任を負わないものとします。
- 依頼者は、ロケ支援の結果、ロケ等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾しま

す。協議会は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。

- 協議会は、ロケ等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。協議会は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- 依頼者が、協議会のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は協議会の要請に応じない場合には、協議会は、協議会がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- 協議会は、協議会が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

11. 広報

- 協議会は、依頼者に対し事前に相談を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトで紹介、独自ポスターの作成その他の方法で協議会の広報に用いることがあります。

12. 要請事項

- 協議会は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合は、協議会は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
 - a. 協議会によるロケ等現場の撮影を許可すること。
 - b. 協議会にロケ等の成果物を提出すること。
 - c. 作品に協議会のクレジットを入れること。
 - d. 地元メディアによるロケ等現場の取材を承諾すること。
 - e. 作品ポスター、サインその他グッズ等を協議会に提供すること。
 - f. ロケ風景のスチール写真・画像等を提出すること。
 - g. 協力施設等から希望があった場合、協力施設等のクレジットを掲載すること。

以上

暴力団排除に関する誓約書

当社又は当団体は、別紙の確認事項を確認した上で、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県フィルムコミッション協議会会長 殿

所在地

事業者名

代表者名

⑩

別紙 確認事項

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6) 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) 略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) 略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)～(14) 略
- (15) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

- (16)～(20) 略

ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策実施誓約書

所属会社名

所属先住所：〒

撮影現場責任者および連絡先：

作品名 _____ のロケ撮影に際し、特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションが策定する「ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の内容に基づいた以下の対策を責任をもって行うことを誓約する。また、以下のすべての内容につき確認が取れなければ、撮影支援が受けられない場合があることを承諾する。

1. 撮影現場において

- 感染対策のための消毒などを行う衛生管理者（係）を撮影現場に設置する。
- 撮影現場では社会的距離（最低でも1メートル以上）を、可能な限り確保することを徹底する。
- 撮影現場責任者は岡山県フィルムコミッション協議会（以下「貴協議会」）や地元関係者と連絡を取りあう。
- マスクの着用や手洗いを徹底する。
- 撮影関係者の検温結果の確認を徹底する。
- 撮影関係者の撮影中の行動を確認・管理する。
- 撮影現場の消毒が徹底されている。
- ロケセットや施設内など屋内においては、原則、自治体が定めるイベント開催の人数制限を守る。
- 撮影現場への車両での移動は、1台における乗車人数を最小限にする等社会的距離を確保するための感染防止対策を講じる。また、必ず換気をしながら移動する。
- 宿泊を伴う場合は、一人一部屋を確保している。
- 全ての食事はケータリング形式ではなく、一個ずつパッキングされたものを提供する。
- 食事を扱う従事者は、事前に手洗いや手指消毒を済ませ、マスクと手袋を着用する。
- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋を着用し、終了後は手洗い、消毒を徹底する。
- ゴミは、衛生管理者（係）の下、撮影関係者がロケ地のルールに従い処分する。
- ロケ撮影の際、通行人、見学者が密にならないよう配慮を徹底する。
- 撮影終了後は、事前に貴協議会と協議した上で、映像製作者の責任において、撮影現場の消毒、清掃を行う。
- エキストラの募集は最小限に留め、感染症予防対策を確実に行うとともに、エキストラの連絡先や身元の管理を行う。

2. 感染が疑われた場合の対処

- 感染が疑われる者が出た場合、直ちに隔離を行うとともに、必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とする。また、共有した物などを消毒するとともに、必ず貴協議会等へ連絡する。
- 自宅療養することとなった者は、毎日健康状態を確認し、症状改善から最低48時間の経過期を経るまでは撮影に参加させない。
- 感染が確認された場合、直ちに撮影を中断し、保健所等の指示に従う。

令和 年 月 日

様

岡山県フィルムコミッション協議会
会 長 石 井 雅 之

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付申請のありました映画及びドラマ「どーしたんだ！！晴れの国」映画等ロケ助成金について、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

交付決定額	円
特記事項	